

平成28年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：120点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(民法)

第1問

Aは自己の所有する不動産甲をBに売却し、所有権移転登記を済ませた。その後BはCに甲を売却し、所有権移転登記を済ませた。この場合につき、甲の所有権の所在に留意しつつ、以下の問1～問3に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

(配点：60点)

問1 その後、Aが自己の意思能力の欠如を理由にAB間の売買契約の無効を主張し、Cに対して、甲の登記をA名義に回復するよう求めた。Cは、AB間の売買契約が無効であることを知らなかった。Aの請求は認められるか。

問2 その後、AがBによる詐欺を理由にAB間の売買契約を取り消し、Cに対して、甲の登記をA名義に回復するよう求めた。Cは、AB間の売買契約がBの詐欺によるものであることを知らなかった。Aの請求は認められるか。

問3 その後、AがBの債務不履行を理由にAB間の売買契約を解除し、Cに対して、甲の登記をA名義に回復するよう求めた。Cは、AB間の売買契約から生じた債務をBが履行していないことを知らなかった。Aの請求は認められるか。

(民法)

第2問

以下の【事実】を前提として、後掲の問1および問2に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。また、解答においては、利息および遅延損害金は考慮しなくてよいものとする。

(配点：60点)

【事実】

機械製造業者Aは、Bの製作する金属部品を継続的にBから購入している。2015年4月頃、BがAに納入した部品に欠陥があったことが原因で、Aに損害が発生した。この件についてAとBは協議をした結果、この損害がBのAに対する債務不履行により生じたものであることを確認し、BがAに支払うべき賠償金の額を500万円とすることについて、同年5月1日に合意に至った（この合意により生じたAのBに対する債権を、以下では甲債権と称する）。

Bは、新型の部品の開発を同年1月にAから依頼されていたところ、同年6月1日に、完成した部品を5000個、Aに納入した。その際Aは、代金額につき、1個あたり900円を目安として、機械の作動検査の結果を見て確定したいとの希望をBに伝えた。

Aは、同年7月30日に、甲債権をCに譲渡したうえ、この債権譲渡の通知を同日の確定日付のある文書で行い、この通知は同日中にBに到達した。

同年8月1日、AとBは、Bが同年6月1日に納入した部品の代金を1個あたり1000円とする合意をし、合計額500万円の代金債権につき、弁済期を同年10月1日とする旨も同時に定めた（この代金債権を、以下では乙債権と称する）。

問1 上記の【事実】に加え、次の事実(i)および(ii)があったとする。

- (i) 甲債権の弁済期は、2015年11月1日と定められていた。
- (ii) 同年10月15日、BはAおよびCに対し、Bは甲債権を乙債権と相殺する旨の、同日の日付の文書を送付し、いずれも同日中に到達した。

(民法)

同年 12 月 1 日に C が B に甲債権の弁済を求めたところ、B は、甲債権は乙債権との相殺により消滅したと主張し、これに応じない。B の C に対するこの主張が認められるかどうかを検討しなさい。

問 2 上記の【事実】に加え、次の事実 (イ) ～ (ハ) があったとする。

(イ) 甲債権の弁済期は、2015 年 9 月 1 日と定められていた。

(ロ) B は A に対して、同年 4 月から 6 月までに A の発注に従って納品した従来型の部品の代金債権 500 万円を有している (この債権を、以下では丙債権と称する)。丙債権の弁済期は同年 10 月 1 日と定められていたが、現在まで弁済されていない。

(ハ) 同年 10 月 15 日、B は A および C に対し、B は甲債権を丙債権と相殺する旨の、同日の日付の文書を送付し、いずれも同日中に到達した。

同年 12 月 1 日に C が B に甲債権の弁済を求めたところ、B は、甲債権は丙債権との相殺により消滅したと主張し、これに応じない。B の C に対するこの主張が認められるかどうかを、①判例の立場から検討したうえで、②判例にはどのような問題があるとされているかを説明しなさい。